

1 男女の人権尊重

性別による差別を受けないこと、一人一人の人権が尊重される社会を目指します。

6 国際的協調

国際社会における取組みと協調しながら、男女共同参画を推進します。

2 自分の生き方は自分の意思と責任で選択できる

自らの意思と責任で、多様な生き方が選択でき、かつ、尊重される社会を目指します。

第3条 基本理念

男女共同参画を推進していくための6つの基本的な考えです。

5 男女の健康と権利の尊重

男女が互いの性を尊重し、生涯の健康が維持される社会を目指します。

3 政策・決定の場への男女共同参画

社会のあらゆる分野で、男女が対等に、さまざまな方針の立案から決定に参画できる社会を目指します。

4 家庭における活動と職場、学校、地域等における活動への共同参画

男女がお互いに協力し、社会の支援を受けながら、家庭生活における活動とその他の社会における活動とを両立できる社会を目指します。



固定的性別役割分担意識とは

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性又は女性という性を理由として、役割を固定的に分ける考え方をいう。

第4条 第7条

責務



市は

- ▶ 男女共同参画推進の施策を総合的に策定し、実施します。
- ▶ 教育関係者、市民・事業者の皆さん、国・県・市町村と連携して取り組みます。
- ▶ 施策実施のための体制の整備、財政措置等を講じます。
- ▶ 自ら率先し、男女共同参画を推進します。

教育関係者の皆さんは

- ▶ 男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、固定的性別役割分担意識に捉われない、基本理念に基づく教育を行いましょ。

市民の皆さんは

- ▶ 男女共同参画への理解を深めましょう。
- ▶ 家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画しましょう。
- ▶ 市が実施する施策に協力しましょう。

事業者の皆さんは

- ▶ 事業活動の実施にあたり、男女共同参画の推進に努めましょう。
- ▶ 職場活動と家庭等の活動とを両立できるよう、職場環境の整備に努めましょう。
- ▶ 市が実施する施策に協力しましょう。

教育関係者とは

学校(教育課程)での教育、社会教育(公民館事業などさまざまな教育)、その他の教育(保育等)に携わる方々です。

第8条

性別による権利侵害の禁止

性別によって権利を侵害するような次の事項について、禁止することを定めています。

- ▶ 性別を理由とする差別的取扱い
- ▶ 社会のあらゆる場所における性的いやがらせ(セクシュアル・ハラスメント)。セクハラをいやがったことを理由に不利益を与える行為も含まれる
- ▶ 配偶者や交際の相手方等の男女間における暴力的行為(ドメスティック・バイオレンス)

第9条

公衆に表示する情報に関する留意

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

積極的改善措置とは